

添付資料13 諸室の利用許可・運用の方法

- 本館、収蔵庫棟、南側広場において、第三者の占有を想定する諸室・空間の利用許可、運用方法等の想定を示す。実際の利用許可の出し方、運用方法の詳細については下表を参照の上、市と協議の上決定すること。
- 第三者の占有は、一般貸出による占有(ユニークバニユー以外の目的による占有)、ユニークバニユーを目的とした占有の2つを想定し、それぞれ異なる規定を設けることとする。

	一般貸出					
	想定用途	貸出方法 (想定)	利用許可の 方法(想定)	占用時以外の 一般開放	市の優先利用	運用上の留意点
講堂(控室等の付属設備を含む)	■ 講演会やセレモニー、コンサート等のイベントを行う	1室貸し	条例に基づく使用許可	想定しない	想定する	—
セミナー室(1)	■ 講座や講演会、ワークショップ等のイベントを行う ■ 校外学習やガイダンス・レクチャー、学年単位の昼食会場としても利用する	1室貸し	条例に基づく使用許可	想定しない	想定する	—
セミナー室(2)	■ 講座や講演会、ワークショップ等のイベントを行う ■ 校外学習やガイダンス・レクチャー、学年単位の昼食会場としても利用する ■ 図書閲覧スペースとしても活用する	1室貸し	条例に基づく使用許可	想定する	想定する	■ 占用時以外はフリースペースとして開放するが、原則として許可利用による利用を優先する
体験学習室(2)	■ ワークショップ等のイベント、展覧会の関連催事等の会場として、多目的に活用する ■ 占用時以外は、持ち込み飲食スペース、ワーキングスペース・学習室として来館者に開放する(サードプレイスとしての活用を想定)	1室貸し	条例に基づく使用許可	想定する	想定する	■ 占用時以外はフリースペースとして開放するが、原則として許可利用による利用を優先する
グランドホール	■ 来館者が交流、休憩するスペース ■ セレモニーや大規模な催事等の会場としても活用する(ユニークバニユーを含む) ■ 団体客の集合、点呼など一時待機スペースとしても活用する	面積貸し	条例に基づく使用許可	想定する	想定する	■ 原則として、来館者の通行に支障がない範囲・時間帯に限り利用を許可する
ミュージアムモール	■ 来館者が交流、休憩するスペース ■ 受付案内等を行う	面積貸し	条例に基づく使用許可	想定する	想定する	■ 原則として、来館者の通行に支障がない範囲・時間帯に限り利用を許可する
特別展示室(特別展示主催者控室を含む)	■ 世界・日本の多様な文化遺産を紹介する展覧会を行う	1室貸し	条例に基づく使用許可	想定しない	想定する	■ 市が、賛同を得られた企業・団体等とともに実行委員会を組織し、自主企画展を開催する場合があります
収蔵庫棟ピロティ	■ 検討中(事業者の提案を踏まえ活用方法を検討)	面積貸し	検討中	検討中	検討中	—
南側広場・広場空間	■ 屋外イベントやセレモニーの会場として活用する ■ 校外学習やガイダンス・レクチャー、学年単位の昼食会場としても利用する	面積貸し	条例に基づく使用許可	想定する	想定する	■ 平日は学校による利用(校外学習や学校行事等)を優先する ■ 屋外イベント開催時は、近隣への騒音等に配慮する
南側広場・交流施設	■ 屋外イベントやセレモニーの会場として活用する ■ 校外学習やガイダンス・レクチャー、学年単位の昼食会場としても利用する	面積貸し	条例に基づく使用許可	想定する	想定する	■ 平日は学校による利用(校外学習や学校行事等)を優先する ■ 屋外イベント開催時は、近隣への騒音等に配慮する
常設展示室	■ 一般貸出は行わず、開館時間外かつユニークバニユーによる利用のみ許可する	貸出不可	—	—	—	—
その他通路、階段等	■ 一般貸出は行わない	貸出不可	—	—	—	—